

(2) 店舗販売業の事前届の場合

動物用医薬品店舗販売業許可関係事項変更届出書

この届出書は事前の届出です

郵送若しくは持参する日を記載。

関係省令の一部改正により、押印は廃止されました。

動物用医薬品販売許可証に記載されている許可の有効期間の開始年月日を記載。

秋田県知事

令和〇年〇月〇〇日

住所 秋田県秋田市山王4-1-1
氏名 株式会社 スーパー秋田
代表取締役 秋田 太郎
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第38条第1項において準用する同法第10条第2項の規定により動物用医薬品店舗販売業許可関係事項の変更を下記のとおり届け出ます。

記

許可年月日及び許可番号

許可年月日： 〇〇年〇〇月〇〇日
許可番号： 第〇〇〇家-〇〇

1 店舗の名称及び所在地
名称：スーパー秋田 山王店
所在地：秋田県秋田市山王〇-〇-〇

2 変更しようとする事項

変更事項	
新	
旧	

3 変更年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

4 変更理由 〇〇〇〇〇〇のため

5 参考事項

備考

薬事に関する業務に責任を有する役員の中からトまでに該当することの有無について、は、該当する事案の概要を記載すること。

この変更届出書は、下記の事項を事前^に届ける届出書です。

- 店舗（営業所）の名称
 - 相談に応ずる電話番号及びその他連絡先
 - 特定販売の実施の有無
 - 特定販売に関する業務
 - 特定販売に使用する通信手段
 - 申請書に記載する店舗の名称と異なる名称を表示するときの、その名称
 - インターネットを利用して広告する場合のホームページのアドレス
- * (3)、(4)特定販売に関する事項を変更する場合は、別紙記載例の「特定販売の業務概要」を添付すること。

下記の場合は事前でも事後（変更後30日以内）でも構いません。*
事後の場合は事後に届ける届出書で提出すること。

- 店舗の販売業者の氏名若しくは名称又は住所
- 動物用医薬品販売業者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員（責任役員）
- 店舗の構造設備の主要部分
- 店舗において店舗販売業以外の医薬品の販売業その他の業務を併せ行う場合にあっては、当該業務の有無
- 販売指定品目の「廃止」を行う場合
 - *販売指定品目の「廃止」を行う場合は別添2の廃止する品目及び廃止理由を添付すること。

動物用医薬品販売業者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員（責任役員）を変更する場合は、「5 参考事項」に法第5条第3号イからトまでに該当の有無を記載すること。

* 責任役員に関する添付書類について（すでに県の機関に提出している場合は、参考事項にその旨を記載し写しでも構わない）

- 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- 当該申請に係る事業に関する条例等の写し [申請者が地方公共団体の場合]
- 組織図（表）等

(別添 2 : 販売指定品目の「廃止」を行う場合)

廃止する品目及び廃止理由

廃止する品目	廃止理由
〇〇〇〇	例) 取り扱わなくなったため
〇〇〇〇	例) 販売中止のため

(別紙記載例) 特定販売を行う場合

特定販売の業務概要

使用する通信手段 (該当するものに丸をつける。) (その他に丸をした場合は具体的な記載をする。)	電話・ファックス・メール・ その他 ()	特定販売を実施している場合のみ、記載。
販売する医薬品の区分 (該当するものに丸をつける。)	指定医薬品 指定医薬品以外の医薬品	
申請書に記載する店舗の名称と異なる名称を表示するときはその名称	スーパー アキタ	異なる場合のみ記載。
特定販売を行おうとする医薬品について	○○○○○○○ ○○○○○○○	許可された指定品目の中で、記載。 *許可されていない品目を販売したい場合は、指定品目の変更(追加)申請が必要となります。

※インターネット等で広く広告を行う場合は、特例店舗販売業許可の目的を逸脱するおそれがあることから、「店舗販売業」で許可申請してください。